

豊島公園再整備基本計画及び曽根駅周辺まちづくり基本構想策定業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1. 業務の目的

曽根駅周辺は、本市の東西軸の中心に位置し、文化芸術センターや豊島公園など、文化・スポーツの拠点となる資源が集積するエリアであり、こうした地域特性を活かした、エリアの活性化や魅力向上が求められている。また、本市では、今後整備を予定する（仮称）中央図書館について、豊島公園を候補地として検討を進めている。

このため本市では、曽根駅周辺のまちづくりの方向性や豊島公園の再整備について、市民意見を聴取しながら検討を進めてきた。そのなかで（仮称）中央図書館については、豊島公園において、こども・文化・交流などの多機能複合施設として整備し、あわせて公園を一体的にリニューアルすることで、公園との相乗効果により多世代が利用する新たな市のランドマークとして、エリアの活性化につなげることが期待できると考えている。

本業務は、これまでの検討経過や市民意見等を踏まえ、豊島公園の再整備の基本的な整備内容や事業計画等を示す「豊島公園再整備基本計画」を策定するとともに、豊島公園を核として曽根駅周辺エリア全体の賑わい創出及び魅力向上を図るための、将来像や取組みの方向性を示す「曽根駅周辺まちづくり基本構想」を策定することを目的とする。

2. 業務の概要

（1）業務名

豊島公園再整備基本計画及び曽根駅周辺まちづくり基本構想策定業務委託

（2）業務内容

「豊島公園再整備基本計画及び曽根駅周辺まちづくり基本構想策定業務委託仕様書」のとおりに

（3）業務履行期間

契約締結日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日（金）まで

（4）委託限度額

委託料の上限は、30,531,600 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 担当部局所管課

曽根駅周辺まちづくりプロジェクト・チーム（都市計画推進部 都市計画課）

4. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすもの（共同企業体の場合は、（2）以外については構成員の全てが満たすものとし、代表団体の出資比率が 50%以上であるもの）とします。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）次の業種の令和 8 年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。なお、共同企業体

の場合は、代表団体が同資格を有すること。

業種：「都市計画・交通関係調査業務（測量及び建設コンサルタント業務を除く）」

- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（令和2年4月1日実施）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（令和6年3月1日実施）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5. 参加表明手続・企画提案書等作成要領

(1) 提案内容

本業務の目的、仕様書の内容を十分に理解したうえで、次の様式により企画提案書等を作成してください。

(2) 提出書等の様式

①参加表明書（様式1）

- ・正本 1 部のみ提案者の代表者印（本市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印すること。副本は複写可。
- ・上記 4 の参加資格要件を確認し、該当する項目にチェックを記入すること。
- ・共同企業体の場合は、代表団体が作成すること。

②提案者の概要（様式 2）

- ・「従業員（人）」は企画提案書提出時の現員を記入すること。
- ・「業務内容」は代表的な業務分野を記入すること。
- ・「組織図」は企画提案書提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を明示すること。

③提案者の業務実績（様式 3）

- ・平成 28 年度以降に受注したまちづくりに係る計画策定業務又は公園に係る整備計画策定業務等の実績を記入すること。

④総括責任者及び担当者の業務実績（様式 4）

- ・本業務は、総括責任者 1 名及び担当者 1 名以上で構成するチームで取り組むことを想定している。
- ・総括責任者及び担当者は提案者の会社と参加表明書等の受付日から起算して過去 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。
- ・「保有資格等」は、本業務に資する現に保有する資格を記入すること。
- ・「従事技術分野の経歴等」は、本業務に関して担当する活動分野について最終学校卒業後の経歴を記載すること。
- ・「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、平成 28 年度以降に担当したまちづくりに係る計画策定業務又は公園に係る整備計画策定業務等のうち、代表的なものについて、当該業務の概要及び担当した分野（総括、技術など）を記入すること。（複数記入可）

⑤業務執行体制調書（様式 5）

- ・本業務の実施にあたっての取り組み体制及び特徴を記入すること。
- ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記載すること。
- ・現在担当している業務数の欄には契約金額が 100 万円以上の業務数を記載すること。
- ・主な勤務場所は都道府県を記載すること。
- ・様式 5 は適宜作り変えてもよい。ただし A 4 で 1 枚に収まるように記入すること。

⑥公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等（様式 6）

- ・該当の有無を記入すること。
- ・入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付すること。

⑦業務計画予定書（様式自由）

- ・作業項目ごとに実施時期を記入すること。
- ・A 4 で 1 枚に収まるように記入すること。

⑧企画提案書（様式自由）

- ・様式自由、サイズはA 4 で片面印刷 4 枚以内に収まるよう作成すること。
- ・企画提案事項についてはイラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- ・別紙「豊島公園再整備基本計画及び曽根駅周辺まちづくり基本構想策定業務委託仕様書」に基づく内容とし、当該仕様書以外に提案する内容の記載も可とする。
- ・後述「8. 審査方法、評価基準」の「(2) 評価基準」により審査することに留意して作成すること。

⑨見積書（様式自由）

- ・見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。
- ・正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。

⑩業務実績に係る各種基本構想、基本計画等

- ・複数ある場合は代表的なものを 1 件。

⑪協定書等（共同企業体の場合）

- ・共同企業体の場合は、名称を設定し、代表となる団体等を選定の上、共同企業体の協定書等を提出すること。なお、代表団体を含む構成員の変更は、原則として認めない。

(3) 提出部数

- ・書類（A 4 縦左端綴）

正本 1 部、副本 7 部

（提出書類のうち 1 部は綴じずにクリップ等でとめてください）

- ・データ

提出書類①～⑪のデータを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）

なお、副本 7 部については、参加資格者が判別できる記載、表現等（商号、実印等）は黒塗りにする等により審査における匿名性を担保すること。

(4) 提出方法

持参（平日の 9 時から 17 時 15 分まで）、郵送、宅配便のいずれかとします。

※郵送、宅配便により提出する場合は、提出先に対し、提出書類の到達について電話確認してください。

(5) 提出先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

曾根駅周辺まちづくりプロジェクト・チーム（豊中市都市計画推進部都市計画課）

担当：松木

TEL：06-6858-2197 FAX：06-6854-9534

E-mail：sonept@city.toyonaka.osaka.jp

（６）提出期限

令和８年（２０２６年）１０月１３日（火）（１７時１５分必着）

※提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

また、応募書類の分割提出は認めません。

（７）注意事項・著作権の取扱い等

- ・提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出に応じることはできません。
- ・提出書類等の著作権は提案者に属しますが、審査等において必要な範囲で複製を行う場合があります。

（８）提出書類作成の際の参考資料（市ホームページよりご覧ください）

- ①第２次豊中市都市計画マスタープラン
- ②豊中市立地適正化計画（改定版）
- ③第４次豊中市総合計画
- ④第３期豊中ブランド戦略
- ⑤豊中市都市景観形成マスタープラン
- ⑥第３次豊中市環境基本計画（改定）
- ⑦第２次豊中市みどりの基本計画
- ⑧グリーンインフラによるまちづくり基本方針
- ⑨豊中市立図書館みらいプラン
- ⑩豊中市（仮称）中央図書館整備計画

６．質疑応答等

業務内容や提出書類、審査手続き等について質問がある場合は、質問書（様式７）に記入のうえ、事務局あてにメールで提出してください。（メール送信後、提出先に対し、メールの到達について電話確認してください）

【質問書提出期限】令和８年（２０２６年）９月３０日（水）１７時１５分必着

質問への回答は、個別には回答せず、令和８年１０月２日（金）に市のホームページに掲載します（予定）。

７．失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・本案件期間中に、上記「４．参加資格要件」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・委託限度額を超える提案を行ったとき

- ・提出書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提出書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体で複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

8. 審査方法、評価基準

(1) 審査方法

- ・市職員で構成する審査委員会を設置し、審査します。
- ・審査は２段階で行い、第１次審査は書類審査、第２次審査はプレゼンテーション審査とします。
- ・審査は、(2) で定める評価基準に基づき、採点を行う方式とします。なお、採点は審査委員会として最終合議のうね一本化して確定するものとします。
- ・第１次審査及び第２次審査の審査項目は同一とし、第２次審査時の採点は、第１次審査の結果にかかわらず、新たに行うものとします。
- ・第１次審査は、企画提案書等の内容の審査による得点で順位を決定し、提案者の上位４者程度が第２次審査へ進めます。ただし、提案者が５者未満の場合は第１次審査を行いません。
- ・第２次審査は、企画提案書等、ヒアリング及びプレゼンテーションの内容の審査による得点が最も高い提案者を第一優先交渉者に選定します。ただし、合計得点の最も高い提案者が２者以上あったときは、当該事業者の中から審査委員会の合議により第一優先交渉者を選定します。また、合計得点が満点の５０％以上を満たす提案者がいない場合は、第一優先交渉者を選定せず、別途、再審査あるいは再募集を行うものとします。
- ・第２次審査（プレゼンテーション）の内容は以下のとおりです。
 - ①発表時間：３０分（各提案者につき２０分程度のプレゼンテーションの後、質疑・応答を行います。）
 - ②機 材 等：スライドショー等を使用する場合に必要な機材は、提案者が用意すること。電源、スクリーン、プロジェクターの貸し出しが必要な場合は事前に申し出ること。
 - ③プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。
 - ④そ の 他：当日の出席者は１提案者あたり３名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とする。

(2) 評価基準

審査項目	配点	評価のポイント
①業務に対する理解度、計画性	30 点	・業務の理解度 ・実現性 ・関連計画や地域特性の理解
②業務に対する提案内容	45 点	・地域との共創 ・豊島公園再整備基本計画に係る提案 ・曾根駅周辺まちづくり基本構想に係る提案 ・ノウハウを活かした創意工夫 ・仕様書以外の提案
③実績・体制	20 点	・提案者の業務実績 ・業務実施体制
④見積価格	5 点	・見積価格の妥当性
⑤処分歴等	内容に応じて減点	・公募開始日から過去3年以内の処分歴等についての評価

(3) 審査スケジュール

第1次審査：令和8年（2026年）10月15日（木）

第2次審査：令和8年（2026年）10月21日（水）

※第1次審査の結果および第2次審査の日時・場所等の詳細は、第1次審査会後に連絡します。

(4) 審査結果の通知

第2次審査の審査結果は令和8年10月下旬に郵送にて通知します。なお、本業務の仕様並びに価格等について、本市と協議の上、本市の内部手続きを経て受託者として決定されるので、第一優先交渉者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではありません。

(5) 審査結果の公表

選定手続きや選定過程等の透明性を高めるため、以下の内容を受託候補者が決定した後、公表します。

①件名

②履行期間

③受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）

④公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）

⑤選定理由

⑥採点結果

⑦担当課

⑧その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

9. 契約に関する基本的事項

- (1) 第一優先交渉者とは、令和8年11月上旬を目途に契約手続きを行います。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに本市と詳細を協議します。
また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）

10. スケジュール

※いずれも令和8年（2026年）

項目	日程
① 募集要領等の公表・募集開始	9月16日（水）
② 質問事項の締切 ※質問はメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載し、個別には回答しない。	9月30日（水） 17時15分必着
③ 質問事項への回答（予定）	10月2日（金）
④ 企画提案書等提出期限	10月13日（火） 17時15分必着
⑤ 第1次審査（書類審査） ※提案者が5者以上あった場合のみ実施する。	10月15日（木）
⑥ 第2次審査（プレゼンテーション） ※当日の時間、場所等は、第1次審査終了後、通知する。	10月21日（水）
⑦ 審査結果の通知	10月下旬
⑧ 委託契約の締結	11月上旬

11. その他必要な事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等）は、提案者の負担とします。
- (2) 審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- (3) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、豊中市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (4) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知してください。
- (5) 質問事項の締切り以降、業務に係る質問は受け付けません。

12. 応募先・質問先・問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

曾根駅周辺まちづくりプロジェクト・チーム（豊中市都市計画推進部都市計画課）

担当：松木

TEL：06-6858-2197 FAX：06-6854-9534

E-mail：sonept@city.toyonaka.osaka.jp